

議案第 41 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成 24 年 4 月 27 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 6 号

専決処分書

法律上町の義務に属する公務中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 24 年 4 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 34,220 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故の発生日

平成 24 年 3 月 14 日

(2) 事故の発生場所

三朝町大瀬 999 番地 2（町立みささ図書館前駐車場）

(3) 事故の状況

町立みささ図書館前の駐車場の敷地において、車庫から図書館車を出そうとしていたところ、通過する部分にトランクドアを開放した状態の和解の相手方所有の車両が駐車していた。

その状態で通過すると接触のおそれがあったため、図書館の職員が当該車両のトランクドアを閉めた際、誤って図書館車に設置の雨よけ用テントポールに接触し、当該ドアを損傷させたものである。